山口市津波・高潮避難シミュレーション業務委託仕様書

1 業務目的

山口市では、市沿岸部の津波・高潮による浸水被害が想定される地域において、浸水想 定区域に居住する住民の避難方法等について検証し、住民が取るべき避難行動について 周知することを検討している。

本業務は、対象区域ごとに設定したシナリオに基づき、避難シミュレーションを実施し、 避難安全性を検証するとともに、取るべき避難行動を住民にわかりやすく伝えるための 資料を作成することを目的とする。

2 業務内容

(1) 業務対象区域

ア 山口市名田島地域の津波による想定最大規模の浸水想定区域(以下、「名田島浸水 想定区域 | という。)

- イ 山口市秋穂の大海地域における高潮による想定最大規模の浸水想定区域(以下、「大海浸水想定区域」という。)
- ウ 山口市阿知須地域の高潮による想定最大規模の浸水想定区域(以下、「阿知須浸水 想定区域」という。)

(2) 業務概要及び数量

本業務の概要および数量は、以下のとおりとする。

- ア 名田島浸水想定区域からの、避難に関するシミュレーション実施 1式
- イ 大海浸水想定区域からの、避難に関するシミュレーション実施 1式
- ウ 阿知須浸水想定区域からの、避難に関するシミュレーション実施 1式

(3) 計画立案

受注者は、契約締結後速やかに本業務の実施方針の検討を行い、人員体制、業務スケジュール等について適切な作業計画を立案し、契約締結後速やかに発注者と打合せを行い、実施計画書にとりまとめの上、発注者に提出するものとする。

(4) 資料収集整理

本業務に必要な資料を発注者及び対象地域住民等から収集し、作業に必要な整理を 行うものとする。なお、受注者は想定される必要な資料を入手し、データ化するものと する。

(5) シナリオの検討

実施するシナリオは、交通状況、避難手段、避難先等の前提条件を整理し、必要な条件の組み合わせを検討し、発注者と協議の上で、津波・高潮からの避難について複数のシナリオを選定する。

(6) シミュレーションモデルの構築

(4)で収集したデータや(5)で検討したシナリオに基づき、シミュレーションモデルを構築する。

なお、発注者から提供する交通情報をシミュレーションモデルに反映させること。

(7) シミュレーションの実施と結果の整理

(5)で選定したシナリオごとに、避難シミュレーションを実施し、避難施策の検証を行う。

(8) 改善策の検討とその効果検証

(7)で実施した避難施策の検証結果に基づき、道路の特性や交差点による混雑等、より 避難を円滑に実施できるための改善点を抽出・分析する。また、それらの改善点への対 策(避難経路の変更、交通規制、信号機制御等)を検討し、その効果の検証を行うこと。 なお、対策の検討にあたっては、その実現可能性や避難計画への反映について発注者 と協議を行うこと。

(9) シミュレーション結果の可視化

(7)及び(8)で実施したシナリオについて、避難時に起きる事象を住民に的確に伝え、住民が避難行動をよりよく理解できるように、シミュレーションにおける避難の時系列的な様子がわかる動画として取りまとめる。

なお、動画の取りまとめ方については、発注者と協議のうえ決定すること。

(10) 報告書作成

受注者は、本業務で作成した成果をもとに報告書としてとりまとめるものとする。また、本業務の検討結果を簡潔にまとめた地域説明用の概要版を作成すること。

3 成果品

受託者は、以下の成果品を山口市総務部防災危機管理課へ納品すること。

(1) 業務報告書

避難シミュレーション実施業務報告書及び概要版

各区域ごとに3部(A4ファイル製本)

(2) シミュレーション動画

避難シミュレーション動画

各区域ごとに一式

(3) 電子データ

上記資料に関する電子データ

各区域ごとに3部(DVD-R等)

- (4) 引渡書(1部)
- (5) 業務委託完了報告書(1部)

(6) 成果品の帰属

本業務における成果品の全ては委託者に帰属するものとする。そのため、受託者は、 委託者の承諾を受けずに複製、他に公表、貸与してはならない。なお、調査成果品データの所有権・著作権は、委託者に帰属するものとする。

4 委託期間及び納期

委託期間 契約日から令和7年3月21日(金)まで

納品期限 令和7年3月21日(金)17時まで

5 打合せ

受託者は打合せ及び記録等については、下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の履行に際し委託者と打合せを行う。
- (2) 打合せは、本業務の契約締結後、5回程度行うほか、進捗報告や整理、確認を行うことを目的に、技術的な打合せを実施する場合など、臨時に行う必要があると認められる場合、委託者又は受託者からの要請に基づき、適宜実施する。

なお、本業務に関する委託者との打合せは、随時、対面またはオンライン会議で行う こと。

- (3) 打合せには、委託者が任意に本市の関係各課職員を同席させることができるほか、打合せに要する資料は、受託者が作成する。
- (4) 打合せを実施した場合、受託者はその打合せ記録書を作成し、委託者へ提出し確認を受けること。
- (5) 受託者は、本業務遂行中に知り得た各種事項については、これを第三者に漏らしてはならない。

6 特記事項

(1) 参加資格

受注者は、適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行うため関係法令、規則等を正しく遵守するほか、以下に示す資格を取得していなければならない。

ア ISO9001 (品質管理システム)

イ IIS O 15001 (個人情報保護マネジメントシステム)

また、資格を有していることを証明する書類の写しを提出すること。

(2) 管理技術者

受注者は、本業務を実施するにあたり、調査内容に精通し、かつ十分な経験を有する 管理技術者を選任しなければならない。したがって管理技術者は、過去 3 年間に国又 は地方公共団体が発注した避難シミュレーションを含む業務を元請として履行した実 績を有する者でなければならない。 また、避難シミュレーションを含む業務を元請として履行した実績を証明する書類 (経歴書等)を提出すること。